

公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民健康保険直営診療施設（以下「国保直診施設」という。）の運営及び管理の合理化並びに施設の機能の充実強化と医学の向上を図り、もって国民健康保険その他の社会保険被保険者及び被扶養者等、一般住民の傷病の適正治療と健康保持増進に広く寄与するとともに地域包括医療・ケアの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民健康保険その他の社会保険被保険者及び被扶養者等の傷病の適正治療と健康保持増進に資するための広報調査及び研究
- (2) 国保直診施設等の運営及び管理の合理化並びに施設の機能の充実強化を図るための調査及び研究
- (3) 国保直診施設等の医学の向上を図るための調査及び研究
- (4) 医療従事者の確保に関すること
- (5) 保健・医療・福祉の連携等、地域包括医療・ケアの推進に関すること
- (6) 国保直診施設等の消耗品及び医薬品等の共同購入及び連携購入の推進
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、千葉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 千葉県内の国保直診施設の開設者及び管理者並びに地方公共団体

が出資し、地方独立行政法人法に基づいて設立された施設の開設者及び医療法に定める管理者

(2) 特別会員 本会の趣旨に賛同する団体の責任者

(3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の決議を経て、第21条第2項で定める会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 前項の会費等についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会費等の不返還)

第8条 既に納入した会費等は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意につでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が所属する団体等が解散又は消滅したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 法人の事業運営等に関する次に掲げる事項
 - ア) 会員の負担になるべき重要な契約
 - イ) 訴訟の提起及び和解
 - ウ) 医療従事者確保対策事業に関する事項
 - エ) 特別会計の設定又は廃止
 - オ) その他会長が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の都度選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内

- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、6名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(会長選定等における総会の関与)

- 第23条 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事及び監事の要件)

- 第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關

する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、任意の機関として、1名以上10名以下の顧問及び1名以上3名以下の参与を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 参与は、次の職務を行う。
 - (1) 会長及び事務局長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。
- 6 参与の報酬は、総会の決議により、別に定めるものとする。
- 7 顧問及び参与は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定めるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 法人法第101条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき又は同条第3項の規程により、監事が招集したとき。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(取引の制限)

第37条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

- (3) この法人が理事の債務を保証すること。
 - (4) その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については適用しない。
- 3 第1項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第38条 この法人は、理事及び監事における、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員(法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。)との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会、分科会等

(設置)

第40条 この法人は、各種の重要事項を研究討議し、あるいは専門的事項について調査研究を行うために、部会及び分科会を設けることができる。

2 部会及び分科会の設置については、理事会の承認を得た上で、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 基本財産は、第4条に規定する事業を行う為に不可欠なものであり、理事会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するためには善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、理

事会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人等の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人等の認定に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、事務職員を置く。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ臨時職員及び嘱託を置くことができる。
- 3 前2項の職員等は会長が任命する。
- 4 この法人に職員を統括し、事務を掌理するため事務局長を置く。
- 5 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。
- 6 事務職員、臨時職員及び嘱託は、上司の命を受けてこの法人の事務に従事する。
- 7 事務局の組織及び職員の定数、服務、給与その他身分の取扱いに関しては、別にこれを定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

「岩田利雄」

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、平成26年6月26日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月29日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月27日から施行する。